

令和6年度第2回山梨県環境整備センター安全管理委員会議事録

(通算第49回)

日 時：令和7年1月30日（木）午後14時00分から

場 所：山梨県環境整備センター 会議室

出席者：○安全管理委員会委員

北杜市市民環境部長	三井 喜巳
北杜市明野総合支所長	小澤 茂
北杜市環境課長	櫻井 義文
上神取地区長	遠藤 健勝
浅尾新田地区長	長田 憲一
浅尾地区長	篠原 眞清（代理出席）
山梨大学名誉教授	坂本 康
東京海上ディーアール(株)主席研究員	杉山 憲子
明星大学教授	宮脇 健太郎
山梨県環境・エネルギー部次長	保坂 一郎
山梨県環境・エネルギー部環境整備課長	中川 直美
山梨県中北林務環境事務所長	末木 洋一
山梨県環境整備事業団副理事長	桐林 雅樹（事務局兼務）
山梨県環境整備事業団事務局長	新津 利恭（ 〃 ）

○事務局

山梨県環境整備事業団管理係長	川口 佳佑
----------------	-------

○欠席

御領平地区長	渡部 一司
下神取地区長	辻 雅樹
中込地区長	清水 英雄
浅尾原地区長	行方 聡
東光地区長	佐藤 剛宣

配布資料

- ① 次第
- ② 席次表
- ③ 安全管理委員会設置要綱
- ④ 委員名簿
- ⑤ 資料1 環境モニタリング結果について
 - 参考資料1 環境モニタリングで適用する水質に係る基準等の概要
 - 参考資料2 防災調整池の底質の状況について
- ⑥ 資料2 山梨県環境整備事業団（第5次）改革プランの概要
 - 資料2-1 水質予測等調査検討委員会（概要）
 - 資料2-2 PFOS等の状況について

<司会>

定刻となりましたので、ただ今から、令和6年度第2回山梨県環境整備センター安全管理委員会を開催いたします。委員の皆様には、御多忙中にもかかわらず御出席いただき、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めます、山梨県環境整備事業団の高橋です。よろしくお願いいたします。

なお、本日は2名の学識経験者の委員の、杉山委員と宮脇委員がオンラインでの出席となっておりますのでご承知おきください。

それでは議事に入ります前に、山梨県環境整備事業団の副理事長から皆様に一言ご挨拶を申し上げます。

<事務局>

本日はお忙しい中、委員の皆様には本年度定例2回目の安全管理委員会にご出席いただきありがとうございます。また、昨年は定例以外に、臨時の会を2回開催する中、委員の皆様にご出席いただきありがとうございました。本日の委員会では前回、昨年8月に開催しました安全管理委員会で報告しましたそれ以降の環境モニタリング結果につきまして、防災調整池の底質の状況を含めましてご説明するほか、議題にありますとおり副委員長の選任等の議事がありますのでご意見等よろしくお願いいたします。引き続き水質等を注意深く監視しながら適切に処分場の管理を行って参りますので、委員の皆様には今後ともご指導・ご助言をお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。今日はよろしくお願いいたします。

<司会>

それでは、議事に先立ちまして、委員の皆様にお配りした資料の確認をさせていただきます。

まず、A4サイズの資料で「次第」、「席次表」、「安全管理委員会設置要綱」、「委員名簿」でございます。次に、A3サイズ横長の資料で資料1「環境モニタリング結果について」。こちらは各調査地点とそれに対応する調査結果を追いやすように、地図とデータに資料を分けてお配りしています。

そして、参考資料としてA3横長の資料が1部で「環境モニタリングで適用する水質に係る基準等の概要」と「防災調整池の底質の状況について」です。また、県の資料としてA3横長の資料が3部で、資料2「山梨県環境整備事業団(第5次)改革プランの概要」と「水質予測等調査検討委員会(概要)」と「PFOS等の状況について」です。最後に北杜市よりA4サイズの1枚の資料があり、以上の11点でございます。

その他に、参考として県の水質予測等調査検討委員会の第2回と第3回の資料を配布しております。資料に不足等がありましたら事務局までお知らせ願います。

最後になりますが、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにさせていただくか、電源をお切りいただくようお願いいたします。

それでは、次第に従い、会議を進めさせていただきます。当委員会は、安全管理委員会設置要綱第4条の規定により、委員長が議長を務めることとなっておりますので、委員長に議長をお願いしたいと思います。

委員長、よろしくお願いいたします。議長席へお移り願います。

<議長>

それでは次第に従い議事を進めさせていただきたいと思います。

次第の確認ですけど、副委員長の専任というのがあります。

それから環境モニタリング結果について、年2回定例でやっていますが、そこで議論するのがこの環境モニタリング結果というわけで、議事2までは定例でやるようなことです。

議事3について、これは県からのお話です。

処分場そのもののモニタリングの話が前段、それから県からの話が後段ということになっています。

県の資料がたくさんあるようなので、そこで時間取られるかもしれませんので、モニタリング結果については手短かに説明いただいて、なるべく早く終わるようにしていきたいと思っています。

それでは議事に入りまして一番目、次第によりますと副委員長の選任についてということで、事務局からご説明をお願いします。

<事務局>

今回、副委員長であられました北杜市の小林副市長様が昨年11月27日付で辞職されましたので、現在副委員長が不在となっております。

つきまして、新たに副委員長の選任を行っていただく必要がございます。

安全管理委員会設置要綱第3条の規定によりますと、副委員長は委員の互選により選任することとされております。

副委員長の互選につきまして、よろしく申し上げます。以上でございます。

<議長>

それでは、副委員長の互選について、皆様からご意見ご提案ありますでしょうか。

北杜市お願いいたします。

<委員(北杜市)>

北杜市市民環境部長でございます。よろしくお願い致します。

昨年の11月に首長選挙が執行されましたことは、皆様ご承知のとおりだと思います。

その際、大柴新市長が就任をされまして、先ほどお話がありましたように、前の副市長が辞任をされているところでございます。

大柴市長は、市民の皆様と信頼関係を築き、絆で結ばれた市民が主役のまちづくりを目指しまして、市政がスタートしたところでございます。

先ほどもお話がございましたように、市政スタート以降、副市長が空席の状態でしたが、新聞報道等でご存知の方もいらっしゃるかと思いますけれども、1月28日今週の火曜日になりますが、市議会の臨時会が開催をされまして、こちらで議会同意のもとに新たな副市長として山内一寿副市長が就任されることになりました。

その就任日ですが、明後日になりますが、2月1日からということでございます。これまで安全管理委員会の副委員長におかれましては、本市の副市長が副委員長を担っていた経緯がございますことから、就任は2月1日と今はまだという状態ではございますけれども、北杜市の副市長に就任するこ

とになっております山内一寿新副市長を副委員長に提案をさせていただきたいと思います。
お取り計らいのほど、どうぞよろしくお願い致します。以上でございます。

<議長>

ただいま北杜市の委員から2月1日から副市長になる方を副委員長として推薦したいという話で
ございました。他にもあるかと思いますが、皆さんのご意見いかがですか。
よろしいでしょうか。

<委員(地元代表)>

異議ありません。

<議長>

それでは、北杜市の委員からのご提案のとおり副委員長に2月1日から任期が始まる北杜市の副
市長を選任したいと思います。よろしく願いいたします。

それでは議事進みます。議事2の環境モニタリング結果について、これは事前にお送りした資料に
基づくものになり、A3の資料と参考資料が2種類あります。これについて、事務局から説明お願いい
たします。

<事務局>

資料1により、環境モニタリング結果について御説明いたします。すこし長くなりますので、座って説
明させていただきます。

調査地点につきましては、資料1:地図と右上に書いてある、環境モニタリング調査地点図に、モニ
タリング結果を評価するための基準については、A3サイズの資料「環境モニタリングで適用する水質
に係る基準等の概要」に、まとめておりますので参照願います。

今回ご報告する結果は、前回の安全管理委員会以降に得られた分の7月から12月までの調査
結果となります。なお、8月の第1回定例の委員会に続き、2回目の説明となりますので、一部省略し
てご説明いたしますことをご了承ください。

最初に、結論から申し上げますと、浸出水以外については、基本的に排水基準、環境基準等の基
準値内でありました。

それでは、右上に資料1、データと書いてあるものをご覧ください。1ページ目は「浸出水」の環境モ
ニタリング結果です。

「浸出水」で排水基準値を超過した項目は、11番の「溶解性マンガン」、41番の「ホウ素」となりま
す。結果は、それぞれ排水基準「1mg/L」に対し、「2.2mg/L」と「1.4mg/L」でした。

右側の折れ線グラフがありますが、濃度の上下動はあるものの、緩やかに低下しており、最近の測
定結果では1~2mg/L前後で推移しています。

続いて2ページは参考としまして、浸出水の「水温」、「pH」、「電気伝導率」、「塩化物イオン」につ
いて、長期的データとして、傾向を見ているグラフとなり、若干の数値の変動はあるものの、近年はお
おむね安定した推移となっています。

3ページをご覧ください。浸出水を処理した「放流水」の環境モニタリング結果です。

青色に網掛けした検査項目は浸出水の分析結果が排水基準をこえていた検査項目です。11番の「溶解性マンガン」は「0.01mg/L 未満」、41番の「ホウ素」は「0.04mg/L 未満」と、いずれも定量下限値未満であり、排水基準に適合するよう適切に処理しています。

その他のすべての検査項目においても、排水基準に適合しています。

4ページをご覧ください。こちら2ページと同様の長期データとなります。直近の結果は安定しています。

5ページから10ページをご覧ください。「地下水観測井1号」から「地下水観測井3号」のモニタリング結果です。結果は、地下水の環境基準と比較し評価しますが、すべての検査項目について、環境基準に適合していました。

長期データの推移となりますが、その値は、埋立開始から現在に至るまでほとんど低位で変動はありません。

11ページをご覧ください。「地下水集排水管モニタリング人孔」のモニタリング結果です。基準がない項目ですが例年と同程度の数値でした。

12ページをご覧ください。長期データの推移となりますが、埋立開始から現在に至るまで数値に殆ど変動はありません。

13ページをご覧ください。放流水が流入する「湯沢川」のモニタリング結果です。調査結果は、河川の環境基準と比較しており、上流の8月の大腸菌数以外は基準値内でした。

なお、センターの放流水は消毒後に放流しており、放流水の測定では、大腸菌群数はゼロとなっておりますので、今回の河川の大腸菌数の超過はセンターの放流水の影響によるものではございません。原因として推定されるのは野生動物の糞尿の可能性と考えております。

14ページをご覧ください。センター周辺地下水のモニタリング結果です。北杜市や井戸所有者に御協力をいただき、センター周辺の6箇所の井戸で、年2回水質検査を実施しています。結果は、地下水の環境基準と比較し評価しますが、すべての検査項目について、環境基準に適合していました。

続きまして、15ページをご覧ください。悪臭の測定結果です。「公害防止細目規程」で保全目標値を13以下と定めており、令和6年8月の結果は10未満となっておりますので、例年と同様に保全目標値を達成しています。

次に「発生ガス」のモニタリング結果です。令和6年8月と令和6年10月の測定結果は、グラフのとおり過去に比べ比較的low濃度で推移しており、引き続きモニタリングを継続する中で、その推移を注視していきます。

また、発生ガスの量については、1分間あたりのガス流量が10mL 未満から14mL でした。なお、廃棄物学会が作成した「廃棄物最終処分場廃止基準の調査評価方法」では「ガスの発生が認められない」ことの判定基準として、「メタンガスと炭酸ガスの発生合計量が1分間あたり1000mL」であることを目安としており、これを参考とすると十分小さい値となっています。

最後に、底質厚の調査結果について説明します。結果の前に簡単にこれまでの経緯をご説明します。右肩に参考資料とある A3 サイズの一枚紙の「防災調整池の底質の状況について」という資料もご覧頂きながらお聞きください。

左下の写真、防災調整池の全景のとおり、管理棟の南側に防災調整池があります。この防災調整

池に流れ込む水は、その写真の上の図にありますとおり、ローマ数字Ⅰの湯沢川の付け替え河川、ローマ数字Ⅱの処理水、ローマ数字Ⅲの埋立地の外に降った雨水を集水した水、ローマ数字Ⅳの地下水集排水管つまりモニタリング人孔の地下水が流れ込んでおります。

調査の経緯ですが、この安全管理委員会の場で地元及び北杜市から、この防災調整池の底質の化学分析調査の要請を受け、平成27年度及び30年度に、国の定める土壤環境基準等に基づき調査を実施しました。

平成27年度は表面の層のみの調査でしたが、平成30年度に、堆積層の表面の層、中ほどの層、深いところの層の土を採取し、より詳細な再調査を行い、その結果をご報告させていただいたところであります。結論としては、平成27年度の調査と平成30年度の調査いずれも全ての基準値を下回っていました。

こうした結果を受けまして、令和2年2月の安全管理委員会において、毎年水を抜いた上で土砂の堆積状況を報告することとし、同時に何か異常が認められた場合に安全管理委員会の場で報告する旨取り決めが行われました。この取り決めに基づきまして、今年度の底質厚調査の状況を報告させていただきます。

本年度の調査は12月2日に行いました。当日の調査の様子は参考資料に写真を載せております。調査は水を抜いた上でロープを張り、中心地点と①から④の、合計5地点で行いました。結果は資料の15ページに戻っていただいて、一番下の表となります。

中心点と地点②の厚さは昨年と変わらず、地点①はプラス3センチ、地点③はプラス2センチ、地点④はプラス5センチでした。水の流れの影響で底質が厚くなったところ、薄くなったところがあり、全体としてはこれまでと同じ程度の堆積が進んだ状況であり、底質の厚さに大きな変化は見られませんでした。

また、土の状況を観察したところ、過去の様子と比較して臭いや見た目に異常は見られませんでした。今年度の底質の状況につきましては以上となります。

以上で環境モニタリング結果についての説明を終わります。

<議長>

ありがとうございました。ただいま、環境モニタリング結果、この地図の方で測定した地点が記載してあり、それから実際のデータが、資料1データということで示されています。

測っているのは、浸出水という雨がごみを通ってきた後の水、それからそれを処理して防災調整池に放流する放流水ということになっております。その他に防災調整地の泥の堆積具合の説明がありました。

それでは、ただいまの説明について、ご意見ご質問がある方は挙手をお願いいたします。

<議長>

例年、年2回やっていることですので、特に変化がなければ、ご意見ご質問がないのかもしれませんが。よろしいでしょうか。

それでは、今年度の2回目の委員会で、このモニタリング結果について承認されたとさせていただきます。

ここまでが、処分場そのもののモニタリングの話です。

それでは次の議事に進めさせていただきたいと思います。次は議事(3)山梨県環境整備事業団第五次改革プラン案についてです。ここからは県の方に説明してもらいます。

改革プラン案と関係することから、本年度は臨時に別の委員会を作りました。水質予測等調査検討委員会についての報告もいただきます。

それから今年度に問題になりましたPFOS等についての説明もあると聞いております。それでは、全体を一括して県の方からご説明させていただきたいと思います。

<委員(地元代表)>

ちょっと失礼します。委員長、よろしいですか。説明を頂く前に、前提を確認しておきたいのですが、ご発言を遮るようで大変申し訳ありません。

そもそもこの改革プランに関しましては、処分場の運営を受託されておられる環境整備事業団の内部で決定されるものであって、私たち安全管理委員会が関与する種類のものではないという大前提があるということ、私はまず今日ご出席の皆様にご理解いただきたい。

従いまして、今まで、21年から開催されていますけれども、一度も安全管理委員会の中で改革プランの説明はありませんでした。私の記憶の中では間違いないと思います。

今回どのような狙いがあるか説明されるのかわかりませんが、安全管理委員会で、第五次改革プランの詳細が説明され、理解が得られたというような取り扱いは是非謹んで頂きたいことを前もってお願いしたいと思います。安全管理委員会の趣旨から考えて当然のことだと私は考えております。

もし山梨県に少しでもそのような考えがあるのであれば、この安全管理委員会では説明を受ける必要がないと私は考えますので、その点もご考慮いただきながら、せつかくの情報提供ですから、そのこと自体を拒否するつもりはありませんが、前提だけは是非皆さんにご理解を頂きたいと思います。

これは私の個人の考えですから、間違っているのであれば間違っているとご指摘を頂きたいと思えます。

<議長>

議事に書いてあるので、審議のように見えますけど、そうなのかそうじゃないのか含めて説明をお願いします。

<委員(山梨県)>

今、地元委員からご意見があったところを含めながら説明をさせていただきます。

改革プランの案につきましては、前回の安全管理委員会の中で、県から案の段階でご説明をさせていただいた方が良くと思ひまして、本日の議事ということで記載をさせていただきましたけれども、委員のおっしゃるように、この改革プランにつきましては、事業団の経営について、県の出資法人が事業体でございますので、リスクのある出資法人の経営安定化に向けてという観点で、県が作成するものでございまして、過去からこの場で、プランについてご審議をいただくとか、ご説明申し上げるとか、ご報告するというようなことはございませんでした。

今回初めてこの場にてご説明をさせていただきますけれども、この事業団の改革プランにつきまして

は、別途経営関係の専門家からなる経営検討委員会が県に設置されまして、そこでの議論をいただいた後に、県の中で所定の手続きを踏んで策定をするものでございます。

ですので、委員から先ほどご意見があったことについては、おっしゃる通りということで、これから説明するものにつきましては県からの報告ということで説明をさせていただければと思います。

<議長>

報告事項ですね。議事の対象じゃないということで、お願いします。

<委員(山梨県)>

資料に基づきましてご説明申し上げます。

まず事業団の改革プランでございますが、A3の資料を一枚ご用意させていただきました。それからクリップで留めてあると思いますけれども、現在第四次の改革プランがありますので、この改革プランの本文と、最後に概要を白黒で少し小さくA4になりますけれども、お手元にご用意をさせていただいております。

それではA3の資料に基づきまして第五次改革プランの概要についてご説明いたします。

繰り返しになりますが、改革プランは、県出資法人の経営安定化に向けて県が策定するもので、環境整備事業団については、平成23年度に初めて改革プランを策定して以降、概ね4年毎に新たなプランを策定しているところであり、来年度からの第五次プランを、本年度中に策定することとしております。

概要案でございますが、ページ右側の「第3 環境整備センターの収支の見通し」、「第4 経営改善に向けた今後の取り組み」が、前回のプランからの変更箇所でございます。

県では、改革プラン策定に向け、最終処分場の有識者で構成する水質予測等調査検討委員会を設置し、検討をいただいております。調査検討委員会では、ほう素・マンガンが公害防止協定に定める基準に2年連続して適合し、処分場を廃止するまで、更に10年～15年を要するとの予測がなされました。

この予測結果から、第五次プランの計画期間である令和7年度から10年度の間では、浸出水中のほう素・マンガンは、安定して1mg/Lを下回る状況にはならない見込みであるため、センターの収支見通しとしましては、第五次プラン期間中の4年間について記載することとしております。

第4の経営方針ですが、周辺生活環境の保全を第一に、効率的な運営に努めていくこととしております。法令の基準が定められていないPFOS等については、特出しをいたしまして、周辺生活環境保全上の支障が生じないよう、県と事業団が連携し処理を行うとともに、水質監視を実施していくことを明記いたします。

事業団の改革プランは、県が策定するものであり、PFOS等については「県と事業団が連携し」と記載することにより、県のPFOS等に対する姿勢を明確に示します。

また、「3 県による支援」につきましても、事業団が法人として存続し、明野処分場の維持管理を適切に行えるよう、必要な財政支援と人的支援を継続することを明記いたします。

なお、人的支援のうち、水質管理のための化学職1名の明野処分場への常駐については、4月以降も継続して参ります。

次に、改革プラン策定のために設置した水質予測等調査検討委員会での検討状況について、簡単に説明申し上げます。

お手元に、第2回調査検討委員会の検討資料と議事録、第3回調査検討委員会の検討資料をお配りさせていただきました。第3回目の議事録については、現在、作成作業を進めているところでございます。検討会資料の一番上に、県でまとめた概要の資料1枚を用意させていただきました。

調査検討委員会は、昨年7月に知事の附属機関として設置いたしました。これまでに3回の調査検討委員会が開催され、ほう素・マンガンに関して検討が進められました。

結果、第2回目の調査検討委員会で、ほう素・マンガンが公害防止協定に定める基準に2年連続して適合し、処分場を廃止できるまでには、10年から15年を要すると予測されました。

この予測は、明野処分場で継続してきた各種モニタリング等の結果を元に行われています。

具体的には、処分場に降った雨を集めた浸出水の量と、事業団のモニタリング調査で得られたほう素・マンガンの濃度との関係性から予測を行っているため、今後、降水量に大幅な変化が生ずる状態が継続した場合などは、予測より長くなったり短くなったりすることも考えられますので、その際は、再予測が必要となるとのことです。

調査検討委員会では、浸出水の水質予測に加え、不測の事態が生じた場合の周辺生活環境への影響ということも検討することとなり、第2回目の調査検討委員会で、処分場設置前に行った環境影響評価を元に、評価手法の検討が行われ、その手法に基づき実施した影響評価の結果の検討が、第3回目の調査検討委員会でなされました。

結果、ほう素・マンガンについては、現状の浸出水の濃度で放流水が流出しても、生活環境保全上の支障のおそれはないとされたところでございます。

一方で、PFOS等については、処分場周辺生活環境保全上の支障が出ないよう、浸出水中のPFOS等を活性炭で除去するとともに、処分場地内の観測井戸などの水質調査を実施しているところでございます。

前回の安全管理委員会で、事業団の定期モニタリング調査に合わせ、1月にPFOS等の水質調査を実施する旨をご説明させていただきましたが、その結果が出ましたのでご説明いたします。A3カラーの資料のご用意をお願いします。

調査結果でございますが、左側の図をご覧ください。一番上の青色の四角で囲った、防災調整池の結果でございます。

国の指針値の50ng/L を超える、1月の採水結果でございますが、130ng/L が検出されました。その下に記載しました数値は、既に報告いたしております昨年5月と10月に実施した結果ですが、参考に記載しております。他の地点の結果についても、同様に一番上の数値が今回1月9日採水の結果です。

次に、防災調整池の右隣の緑色の四角、処分場からの放流水ですが、基準はございませんが、160ng/L と、これまでにない高い値が検出されました。

ご承知のとおり、処分場の放流水は、一旦、防災調整池に入り、池の水が上限を超えた場合に、オーバーフローして湯沢川へ放流される仕組みです。

この調整池の水は、先ほど事業団から説明がありましたけれども、年に1回底泥の厚さを測りますので、先月上旬、水を全て抜いて空にしましたが、それ以降、雨は、ほぼ降っておらず、池の水量が少

ないため、水を抜いて以降、防災調整池の保有水は湯沢川に流れ出ていない状況を確認しております。

しかし、県としましては、処分場の基準のないPFOS等について、この防災調整池で、国の指針値50ng/L を目標に処理をしておりますことから、その値を超えているおそれがあるとの第一報が分析機関から入った今月21日に、応急措置として、直ちに防災調整池への放流を停止いたしました。

ページ右側の上の図をご覧ください。1月9日には、処分場の排水処理施設で詳細な検査も実施しておりますので、その結果を示しております。

190ng/L で活性炭に入ったPFOS等は、70ng/L まで下がりましたが、その後、ほう素処理設備を通過したところで、160ng/L に増えていました。

ほう素処理施設の下に、オレンジ色の吹き出しで記載しましたが、ほう素処理施設は、2つの処理塔を直列で繋いでおりまして、1塔目の入り口では74ng/L から、出口では32ng/L へとPFOS等の値が下がったのですが、2塔目を通過することで、160ng/L に急上昇してしまいました。これは、これまでになかった現象です。

ほう素処理塔は、ほう素を確実に除去するため、2か月毎に交換しております。前回、11月の安全管理委員会で、意図せずほう素処理塔に蓄積されたPFOS等が、時間の経過とともに、ほう素処理塔から再溶解していることが疑われたため、それまで、1塔ずつ交換していたほう素処理塔を、10月以降は2塔とも一度に交換することとし、ほう素処理塔にPFOS等が蓄積されないよう、運転管理していくことを報告させていただいたところです。

こうして10月に2塔同時に交換したほう素処理塔の出口は、2か月後の12月25日の時点でもPFOS等は12ng/L と低い値でしたが、先月12月25日に、2塔とも交換した、わずか半月後の1月9日の測定では、160ng/L に急上昇していた状況です。

こうした結果を受けた現在の対応状況ですが、分析機関から第一報の連絡があった21日に、放流を停止し、処理施設内で循環させる運転に切り替えております。例年の降水量からすると、3月末までは循環運転が問題なくできる状況です。

さらに、2塔ある、ほう素処理塔の順序を入れ替えました。PFOS等の除去ができていた1塔目を2塔目の後ろに持って行き、PFOS等の流出を抑える措置を講じました。その効果を見るために、21日に採水を行い、現在、分析を行っているところです。

県としては、防災調整池のPFOS等が50ng/L 以下となることを目標にしておりますので、現状を踏まえ、21日に採水しましたほう素処理塔出口での検査結果が、50ng/L 以下であったことを確認したのち、放流を再開する予定としております。

なお、ほう素処理塔は、ほう素の除去に特化した仕様ですが、これまでになかった現象が発生したことから、現在、メーカーに原因の確認を依頼しているところでございます。

併せて、恒久対策について、国のPFOS等の研究に参加されている専門家に相談しているところでございます。

更に、活性炭につきましても、前年から予定していたとおり、1月22日に交換を行い、除去能力を強化しました。

なお、先ほど今月21日にほう素等出口で採水して分析を実施していると説明いたしました。状況につきましても、本日こちらに来る前に分析機関より連絡がありまして、第一報として50ng/L を下回る

結果が出ているという連絡がございました。

現在、講ずることができる対策は全てとっていますが、防災調整池の水は、地下に浸透し、敷地内の観測井戸3号に影響を与える可能性もございます。

1月9日の調査では、国の指針値を下回る15ng/Lではありましたが、数値の変化が今後出る可能性も考慮しまして、来月上旬に3号井戸のモニタリングを実施いたします。

なお、これとは別に、前回の安全管理委員会で、通常時のPFOS等のモニタリング計画を示しました。

資料の左下に参考として記載しておりますが、PFOSのモニタリング計画の表をご覧ください。PFOS等につきましても、事業団が年4回実施しているモニタリング調査と同一日に調査を実施するというご説明を前回の安全管理委員会でいたしましたところ、観測井戸1号については、処分場の上流にあるので、今回のモニタリングの目的としては意味がないというご指摘や、浸出水の濃度を注視すべきとのご意見をいただきました。

このため、いただいた意見を踏まえ、来年度の通常におけるPFOS等のモニタリング計画を表のとおり修正いたしました。報告は以上となります。

<議長>

ありがとうございました。テーブルに北杜市からの関連資料が出ていますので、それを説明いただきたいと思います。

<委員(北杜市)>

北杜市役所の環境課長と申します。

県からのPFOS等の説明に関連しまして、北杜市内の水道水源における調査結果についてご報告させていただきます。

前回11月の安全管理委員会の中で、北杜市の上下水道局で水道水源のPFOS等の調査を行ったと申し上げたところでございますが、その中で委員の皆様から、公表をとの声がありましたので、概要について説明いたします。

結果につきましては、昨年12月の市議会においても説明するとともに、すでに市のホームページにおいて調査結果を公表しております

なお、お手元の資料は北杜市のホームページに掲載されているものでございます。

お手元の資料のとおり、令和6年5月に調査を実施いたしまして、市内水源全域において暫定目標値の50ng/L以下ではありますが、4ページをご覧くださいと思います。

上段の方にある、白州町で2箇所、21ng/L、また13ng/Lが検出されました。

また、この安全管理委員会にも関係がございまして、処分場の影響もあると思われる明野町の中込水源については、5ng/L以下でございました。なお、定量下限値を超えた2カ所の原因については特定ができておりません。

またその後の経緯でございますが、本年1月に定量下限値を超えた2箇所及び明野町の中込水源について上下水道局で再調査を行ったところでありまして、その結果、大武川の第3・第4水源においては、21ng/Lから下限値以下、5ng/L以下になりまして、改善されたという状況でございます。

もう一つの鳥原の水源につきましては、13ng/L から12ng/L に減少した状況です。明野町の中込水源については、前回と変わらず下限値以下の5ng/L 未満でありました。この結果につきましても、近日中に市のホームページにて公表することとしております。

市といたしましては、現状では市内全域において暫定目標値以下のため、問題はないと考えておりますが、今後も市内全域はもとより、最終処分場にかかる明野町の水道水源につきまして調査を継続し、市民の皆様が安全安心な生活を引き続き送れるよう努めて参るとともに、国や県の動向に注視をしてみたいと思います。以上です。

<議長>

ありがとうございました。今報告が2つあったのですが、ちょっとレベルの違う、経営の話と、それから水質の話があります。

分けて話を進めたいと思います。まず第五次改革プランの話ですが、私の記憶では、この委員会の中で県が職員を引き上げるかどうか、そういうような印象を持たれる話があったので、その話の中で次年度以降の話が出てきて、それで今日ご説明があったと思います。

結論としては、県が今まで通りという結論でよろしいですか？

<委員(山梨県)>

人員の配置でございますが、今まで通りということでございます。

<議長>

ということだそうです。このプランを策定することについては、将来見通しが必要なので別途県がセンターの水質予測等検討委員会というのを作りまして、それがこちらの資料です。

水質予測等ということなのですが、廃止ということを念頭に置いていますので、ほう素・マンガンについての検討ということになっています。

それについて、生活環境への影響の話をしています。

それでは、この第五次改革プランについて何かご意見ありますか。

<委員(地元代表)>

冒頭、この改革プランと安全管理委員会の関係について、私見を申し上げさせていただきました。

そういう内容も踏まえつつ、しかし、こうやって説明を受けた関係で、この文面の中で、この改革プランの要旨の中で1, 2お聞きしたいと思うところがありますので、よろしくお願いします。

そもそもの私の印象として、これは当然事業団の計画ですから、事業団の収支を中心として物事を考える、そのことは当然のことだと私は思いますけれども、そもそもこの計画を遡って考えてみれば、当初から赤字が予想された事業でありますよね。

予想されてその通りになった。さらには途中で閉鎖という環境になりましたから、その赤字が膨らむ。これはもう当然のことであるというふうに私は思っております。

だからこそ、少しでも赤字を抑えたいということで、改革プラン等も実施されるというふうにも受け止めていますし、地域、この地元との、先ほどのご説明とおり、この改革プランは山梨県が作成されるも

のでありますから、山梨県が地域と約束したことを踏まえた上で、事業団のありようについても、この改革をプランの中でうたっていると考えますが、私はこの改革プランの第4の、経営改善に向けた今後の取り組みという文言の中で、経営方針が示されているのですけれども、そもそもこの第五次改革プランの中身をお聞きする前に、この事業団の各町村から理事さんたち、首長さんたちが理事さんとして出資していますから、参加していると思いますけれども。この赤字になった原因とか、なぜこういう状況で、事業団が推移するんだというところについての議論というのは、しっかりと実態が伝えられて、役員の皆さん、理事でしょうか、そういう方たちに伝えられた上で、この改革プランは作られてきているのでしょうか。

経緯については、別にお答えいただくなくても結構です。私はちょっと気になるということで、もし教えていただけるとすれば教えていただきたい。なぜこんな赤字が出る状況が続いているのか、その辺のことについてしっかりと原因との究明も含めた対応というのが、事業団の理事さん達の中で、協議の中で行われてきているのでしょうか。もし教えていただけたらお願いいたします。

<議長>

どちらに聞いた方がいいですかね、事業団でも県でも結構です。

<事務局>

事業団もこの赤字ということで、理事会の方には当然、説明しております。

ただ、この五次プラン、いわゆるこの改革プラン全体として、どのように市町村に伝え、あるいはどのように県庁の中で議論を進めているというのは、それは県が作成したと思うんですが、県に説明していただきたいと思います。事業団は理事会ではきちんと説明しております。

<議長>

住民代表を含めた理事会ですか。理事会に県としては赤字についてどのように説明して、どのように理解なり了解、あるいは認識していただいているかということかもしれませんけど、県からよろしく願いします。

<委員(山梨県)>

県から説明できることを説明させていただきます。

県の予算は県議会に図って成立していくものですので、今、事業団には毎年経営支援補助金を継続しておりますし、短期の無利子貸付や損失補償の継続ということを行っておりますので、そういったことにつきましては全て県議会にしっかりと説明し、議論いただく中で予算が成立します。

これは今に限らず、過去からずっと同じ状況ですので、そういった説明を通して広く市町村だけでなく、県民の皆様方に説明しているものと認識しております。

<議長>

赤字等については県議会の話ということだと思います。他に何かありますか。

<事務局>

その前によろしいですか。

今、事業団そのものは先ほど理事会ということでお話ししました。また県の方では議会ということで、今説明があったんですけども、そもそもと言いますか、ちょうどこの明野が様々な理由がありまして、センターが閉鎖をすることになりました。

その時ですね、亡くなられている横内知事におきましては、県民の皆様という形で、議会においての答弁も同じになるんですが、山梨の県政だより「ふれあい」というのがあります。

そこで最終処分場の閉鎖についてということで県の方からは、県民の皆様に理解を求めるという形でふれあい号外を出して、県民の方々にお知らせをしているところです。

そのふれあいの中でいきますと、センターの収支につきましては開業前全体といたしましては1,800万円の黒字を見込んでいた、といったところがあります。

ただ、その後、一つはリサイクルが進んだこと。それからもう一つは、経済状況、いわゆるリーマンショックの不況に入った中で、産業廃棄物の量が見込みより少なくなったこと、また当初はこの処分場も、一般廃棄物を入れるということを見込んでおりましたけれども、それにつきましては、地域との話し合いの中で産業廃棄物に限るといったことがありまして、そのような形で計画は縮小されてきているといったところから、当初見込みました黒字が、閉鎖の時点における発表におきましては、収支計画で見込んでおりました約49億から、収支が15億円と減少し、約35億円の赤字が見込まれるといったことで、県の皆様にご理解をいただけるような形で報告しているところです。以上です。

<議長>

要するに昔の知事の話で、その後も赤字はあるんだけど、今の知事なり県議会なりがそれを無くそうという方向で検討しているわけではないということですか。

<事務局>

そういうことではなくて、要は黒字や赤字ということを見込みながら、閉鎖の時に県民の皆様にご報告したという経緯をお話したものです。

<議長>

まだ廃止していないから、受け入れをやめた時のことですか。

<事務局>

受け入れをやめた平成25年のことです。ということで経緯を、今まで県民の皆様に直接何かお話しをといったところが抜けておりましたので、そういう形で報告させていただいている、といったところあります。

<議長>

一方、改革プランを検討する何委員会かわかりませんが、そこで赤字の話は別にしてないという理解ですか。改革プランという名前で経営改革プランではないので、その話をしてないということですか。

ね。第五次の改革プランを審議する場が別にあつて、その中で現在の状況とか、その将来の赤字は考えてないのですか。

普通改革プランという経営改革プランだと思って、赤字をどうするかっていうのを検討すると思いますが、その委員会ではそういうお金の話はしない委員会という理解ですか。

<委員(山梨県)>

この概要の内容について、検討委員会にはご説明をさせていただくことになりますので、お金のことも、もちろんご説明させていただいております。

<議長>

ちなみに私もその委員会を知りませんが、何という委員会ですか。

<委員(山梨県)>

出資法人の赤字について検討する、経営検討委員会が県にございまして、そこに諮って毎回承認をいただいております。

<議長>

もし意見を言うのであれば、何らかのつてで経営検討委員会に言ってくるということだと思います。

<委員(地元代表)>

私の質問の仕方がわかりにくい質問で、事業団と県にお答えをという言い方をしてしまったのですが、あくまでも改革プランは山梨県が作られているわけでありまして、本日ご説明いただいた内容について教えて頂きたいことがあります。今後については山梨県にお答えをいただきたいように思います。

それからなぜ私がそんな話をさせていただいたかと言いますと、第4の経営改善に向けた今後の取り組みの大きい2番の経営方針の中ほど、2行目以降から、この答申、これは山梨県さんが作られた先程来説明しています委員会のことだと思いますが、「委員会の答申を参考として北杜市や地域住民へ丁寧に説明をする中で、合理的な観点からセンターの維持管理コストの縮減について検討を進め、効率的な運営に努めていく。」という、一文があるのですが、北杜市民、あるいは北杜市に、赤字のことを何を説明するのかなって私は不思議に思ったから、そういうことの赤字の自覚が、この計画を作った県自体がどういうふうになら受け止めているのかという部分で質問させていただきました。

私はこういう書き方を、改革プランの中でなされる、これ山梨県さんですよ作ったのは。なされるその根底っていうものを地元の人間として考えるときに、私はなにか山梨県さん勘違いしているのではないかなっていう気がしてならないんですよ。

この施設は北杜市も、そして地域の住民もお願いをして造っていただいた施設ではありません。山梨県が自ら山梨県のために必要だからということで、山梨県が地元北杜市にお願いをして造った施設であります。

言うなれば、私たち心配する立場からすれば、私たちの感情を考慮しない強引な手法で造られた施設である、というふうにな今でもその考えは変わっておりませせん。

こういう経営改革プランの書き方をされますと、あたかも地元の要望で造った体育館や公園、それが赤字になってるから、その赤字を縮小するために、北杜市も地元の皆さんも協力してください、みたいな受け止めになってしまう。そのことを私は心配しております。

具体的にどう北杜市に働きかけたり、地域住民に働きかけたりするのか知りませんが、この間の県の説明、昨年から例の委員会を作って、という説明を聞きますと、委員会の中で先ほどお答えが出ましたようにマンガン等について基準、自主基準はクリアできていないけれども、これをそのまま垂れ流しても問題はありませんと。下流の環境を悪化させることはありませんと、こういう県にしてみればありがたい答えを委員会が出してくれて予定通りの答えが出てきたのかなと思うんです。

その答申を参考として北杜市や北杜市民に働きかける。おかしくないですか。あまりにも山梨県の皆さんの進め方は手前勝手すぎるなど。もしここに参考にするんだったら、安全管理委員会で出た議論も参考に加えて、北杜市・市民の皆さんにも話してもらわないといけないのではないか。そういう姿勢が計画を作られた山梨県さんは持っていないのかなと。あまりにも自分たちの都合だけで早くここを廃止したいためだけに物事を進めようとしている印象を強く持たざるを得ません。

その点についてお答えいただけるようでしたらお願いいたします。

<議長>

ちょっと趣旨を捉えかねたのですが、要するにその経営方針の書きようからは、ちょっと違うんじゃないかということですか。私自身はこれからそこまでは印象受けなかったのです。

<委員(地元代表)>

あのですね、もう口を酸っぱく前々から申し上げていることですから、あえてまた重ねて申し上げることはどうかと思うんですけど、私がこの安全管理委員会に委員の代理として参加させていただいている。委員の時もありましたし、委員の代理として参加させていただいて、ずっとこの間議論をしてきた内容を、私は毎年の、私どもは自治会と言います、区ではなくて、浅尾自治会と言います、自治会の総会の中で、ここで議論になったこと、課題、それらはすべて報告を毎年させていただいております。

そして、少なくとも浅尾地区においては、それに対して心配する意見がある時もあります。その心配事を解消する答えが欲しいというふうな意見はありますけれども、それで皆さんはこの安全管理委員会というものの意義を感じ取ってくださっております。

ですから、今、委員長さんから具体的にじゃどうすればいいんだという話がありましたけど、安全管理委員会は、少なくとも8地区においては一定の信頼を得てる組織なんです。本当にいろんな議論を心配事を含め、本当に聞くも嫌なようなところまで県の皆さんにしつこく問いを出させていただくような流れも多々ありましたが、そうやって真剣に取り組んできている。

安全管理委員会の報告を受けた区民の皆さんは、安全管理委員会に対する信頼を寄せてくれていたと思っている。今回のこの問題、もう二度と言いたくはないですけど、なんで安全管理委員会のもとにこの委員会を作られなかったんですか。

安全管理委員会のもとに、今回作られた委員会を作ってやっていけば、私たちはそこで出た結論を、素直に私たちの心配事もこの安全管理委員会の議論ができて、それを区民にしっかりと報告することができる。そのことによって廃止にも向かうことができる環境がある。それだけ安全管理委員会の

議論は信頼を得られているんです、地元で。

こういう手法を取る山梨県の考えが私には全く分かりませんし、だからこそ疑念にというようなものが湧き出してくるんです。ですから、こう一字一句書かれることに、この先で山梨県は何をしようとしているんだってことを、私は頭の中で描いてしまいます。

<議長>

その委員会というのは、水質予測等調査検討委員会を、安全管理委員会とは別に作ったことについて。

<委員(地元代表)>

だからこの前にも申し上げましたように、あの漏水の問題があった時に、この委員会の下に専門家の別途委員会を作りました。それと同じような流れで、今回も委員会を設置してやられれば、安全管理委員会でその答申の議論もできるわけですよ。

その結果をもって、安全管理委員会で一定の結論が出ましたということを持って、地域の人たちに処分場の廃止についても理解を求める話もできるんですよ。残念ながらその手順を私は間違えてしまっていると思う。

私はここで記された改革プラン、これは事業団の改革プランですけども、山梨県が願う、なんとか早くここを廃止したい。それからその後の利活用についてもいろいろな考えが出てくるでしょう。そういう流れに私たちが協力したくたってできない環境を山梨県が、自らが作ってしまっている、というふうに個人的には受け止めております。

<議長>

県から何かありますか。感じとして次長説明になるのかもしれませんが、何かありますか。

<委員(山梨県)>

明野処分場については第四次プラン中で、10年間の維持管理期間、埋め立て終了後10年間の維持管理期間として、令和6年度末までに廃止ができるという見込みで、処分場の維持管理をしてきたところでございます。

そういった中でほう素・マンガンについて1mg/L以下という基準がクリアできないということで、処分場の将来の見通しが立たないということで、このプランの策定にもあたり見通しをつけるために、県で最終処分場の専門家を構成員として、調査検討委員会を設置いたしました。

調査検討委員会では、客観的・学術的に浸出水の水質等の予測について、議論をいただいたものですので、初めから何かの目的があつてとか、こうなるべきだというふうに考えて検討を進めていったわけではないことはご理解いただければと思います。

10年から15年という予測がなされたのは、過去の調査結果等に基づき統計的な手法に基づく予測でして、実際の水質モニタリングの結果に基づいて、処分場の廃止までは県は責任ある立場から事業団とともにしっかり維持管理をしていく必要があると考えております。

一方で事業団の累積赤字の抑制に向けて明野処分場の効率的な運営に努めていく必要もあると

考えておりました、このため、先ほど来出てきております答申を参考にして、周辺生活環境の保全を第一に、地元の皆様へ丁寧に説明する中で、まずはこの安全管理委員会にご説明させていただく中で、今後の維持管理について、検討をしていくこととしておりますので、何か本当に結論ありきで持ってきたものではございませんので、そこはご理解頂ければと思います。

<議長>

私からの意見っていうとあれですけど、一応この委員会の3名の専門委員が、そちらの水質予測等調整検討委員会に入っていて、私ども3人はこの委員会を安全管理委員会の代表のつもりで行っておりますので、そういう面で県も理解していたんじゃないかと思います。

その委員会の方は廃止までの年数を出すための委員会ということで、ある程度科学的に出したということで、それぞれのものについては、この委員会に参加して、私ども3人は別に反論とかあったわけではございません。承認していることということでご理解いただきたいと思います。

<委員(地元代表)>

私は委員長さんをはじめ、3人の専門家の皆さんが参加されたのは、それぞれの皆さんの見識も、新たに作る委員会の見識あるいは知見も新たに作る委員会の中で必要というふうに県が判断されたから選ばれたということであって、私は安全管理委員会の代表として3人の先生方が参加してくださったとは思っておりません。

<議長>

事業団からですが、地元委員は、経営方針の中の一行目、第一に答申は参考にしてという書き方が、もう一つの委員会だからおかしいと。この安全管理委員会でないの、そういう書き方をしてもらったら困るという話ということですか。

<事務局>

すみません。今、私議論をずっとメモ取ってるんですけども、間違ったらすみません。

委員には申し訳ないんですけども、委員は、前々からお話をしているこの安全管理委員会こそがこの処分場について議論をする場なんだと。それに対して経営プランが答申を参考として、というふうに書いているということも、まずその意味と、それから安全管理委員会は一体どういうこの経営方針の中で役割を果たすとか、そのことをお聞きしたいんじゃないかというふうに、私のメモからは思ったんですけども、議論が錯綜してしまいますとちょっと時間もありますので、私の方から僭越ながらも整理をさせていただきましたけれどもどうでしょうか。

<委員(地元代表)>

あくまでも改革プランは事業団の改革プランです。で、それを作っているのは山梨県ということで、山梨県の考えがここには明確に表れているという内容だというふうに当然理解をしております。

ここに私が先ほど来お話ししているとおり、北杜市それから北杜市民にこれから話をしていくんだと、経営改善のために話をしていくんだということがここに書かれているわけですけど、その元になるのは、

答申は、山梨県が作った委員会、そこで出た答申の話をするという書きぶりですね。そうするともう2項目については何の問題もないよと、そのまま湯沢川に流しても何の問題も生活保全上の問題、何もないからもうあたかも廃止しても何の問題もないよということを北杜市、それから市民にお伝えをしていくという内容だというふうに受け止めます。

そもそもこの問題に関わってきているこの安全管理委員会で、今までどういう内容の議論をしてきて、今日まで至っている、そのことに対する考え方も、やっぱり事業団の中でも、組織の中でも意見としてしっかり受け止めていただいて、これから事業団の皆さんが行おうという様々な手立てをお考えなんだと思いますけど、そこへはやっぱり反映させていく必要があるのではないかなと思います。別途作った委員会の答申だけを持って、それで北杜市、北杜市民にどういう形かわかりませんが、話をし、そこで理解を求めると。

この安全管理委員会で、いろんなことを心配して議論してきたものはそこへは何ら反映されないということであるならば、私は事業団あるいは山梨県の最終的な方向付けに向けての手続きとしては違うんじゃないですか、ということをお願いしたいです。

<委員(山梨県)>

繰り返しになって申し訳ないのですが、このプランは県出資法人の経営安定化に向けて策定するというので、将来見通しが見つからない中で、第四次次プランでは令和6年度末に終わるという見通しの中でやってきて、それが叶わない中で、将来見通しが見つからない中で、水質予測をして、このプランを作っているということで調査検討委員会、県の方で設置したわけでございます。

もちろん委員のおっしゃりたいことは分かっているつもりではいるんですけども、この調査検討委員会の議論を、しっかりとまずご説明をさせていただく中で、地域住民に丁寧に説明をするということは、ご意見を伺うということでもありますので、そういったことを踏まえて維持管理コストの削減に向けて検討を進め、効率的な運営をしていくということでございますので、ご理解をいただければと思います。

<議長>

委員は、別の委員会を作ったんだけど、この委員会とちゃんと連携をして、この委員会の中で議論しておけば、ここで済むという話だったんですが、それをしていないから今度も、あとどうやって説明するのかということだと思いますけれど、この外の住民の方にはどういう説明の仕方をするのかということをお話いただければ、よろしいと思うんですけど、その辺何かお考えがありますか。

安全管理委員会とは別に、独立に作ったってことをはっきり言わないといけないし、この委員会の説明も、ここでは報告というか資料が出てきただけなんですけど、住民向けにも、ここでの承認が出てくる意見ではないので、住民向けでももっとちゃんと説明しないといけないという話になるのかと思うんですけど、何かお考えがありますか。

<委員(山梨県)>

委員から冒頭ご意見がございましたように、この委員会で私どもの説明をご了解をいただくという趣味のものではないことは重々承知しております。

今委員長からここ以外にも住民の方々 ということですが、住民の皆様方への説明は先ほ

ど事業団から説明のあった広報のふれあいであるとか、地域で回覧板を回すであるとか、今年度の夏には説明会を開催させていただくなど、内容によりまして住民へお伝えする手法を変えてこれまで行ってきておりますので、まだ今具体的に調査検討委員会の方がまだ今月3回目が終わったばかりで、答申もこれからという段階ですし、先ほどご説明しましたPFOSへの対応等もございますので、まだ具体的にというところまではございませんけれども、まずは答申について丁寧にご説明していくとともに、今、PFOSの方を注視して力を入れていますので、その辺も一段落したところで、考えていきたいと思っております。その際はまた皆様方に説明させていただきます。

<議長>

要するに、この委員会が承認したものでないということを前提に、別個説明会を開くということのようですけど、委員さんそうするべきでしょうか。

<委員(地元代表)>

今の山梨県の説明の中で、丁寧に説明をするということですが、どなたに説明されるご予定ですか。

<議長>

どうぞ。

<委員(山梨県)>

県が作るこのプランを含めまして、地域の皆様にもまず第一に説明をしたり、県民の皆様方に説明をしたりしていく必要があると思ひまして、その説明の相手方、内容によって色々な手法がございますので、その内容等に応じて方法については検討したいと考えております。

<委員(地元代表)>

前段でも申し上げましたように、今まで地域に改革プランの説明をしたことがありますか。

<委員(山梨県)>

言葉が足らず申し訳ありません。今明野処分場において取り組んでいる内容等につきまして、プランのみならず、県として取り組んでいくことをご説明申し上げていく、という趣旨で説明をいたしましたし、プランについてこれまで県民に説明がありましたかということですが、こちらにつきましてはプラン自体のために説明会とかそういったことは開いておりませんが、記載している内容につきましては、色々な機会を通してご説明申し上げたり、県議会でもご報告をさせていただいたり、このプラン自体はホームページにも一番最初のプランから掲載してございますので、色々な方法で周知はしてきたつもりです。

<議長>

プランは説明を今までやってないということなんですけど、プラン自体の説明というよりも、そのプラン

の元になった答申、委員会の説明ということになるかと思うのですが。

<委員(地元代表)>

はい。私はなぜあえて地域の人たちにその委員会の答申を説明しなければならないのか。今までも一度として事業団改革プランの説明は地域の人たちになされたことがないのに、何で今回そうやって立ち上げた委員会の答えを、地域の住民の皆さんに細かく説明して理解を求める。そういう手法を取るから疑念が生まれるんですよ。その裏に何かあるんだっていうふうになるんですよ。そうでしょう。

もう私たちからすれば、もしそうやって答申を説明するのであれば、この安全管理委員会の今までやってきたことも一緒に説明してください。そして安全管理委員会で水質予測等委員会に対する見解で、どういう意見があったということも含めて、全てやるべきじゃないですか。

そういうことでなくて、ご自身達が立ち上げた委員会の答えだけを持って、これで理解をしてください。その先に経費の削減があります。みたいな話をするのはおかしくないでしょうか。

<議長>

説明の仕方についての意見だと思うのですが、まだ具体的なことを考えてないので、いかがでしょうか。

<委員(山梨県)>

繰り返しになりますけれども、何か目的があって、委員からご説明があった処分場を廃止するとかというご発言もありましたけれども、そういったことを想定してこの調査検討委員会を立ち上げたわけではなくて、あくまでその見通しのつかない明野処分場の将来見通しを立てていく上で、どうしても必要だということで、この調査検討委員会を立ち上げたものでございまして、結論ありきとか、そういった形でこの委員会が進んでいたわけではないということをご理解いただければと思います。

<議長>

委員、説明の仕方について、内容や対象を含めて意見がありましたら、お願いします。

<委員(地元代表)>

今、お答えを聞いたり、私とのやりとりを聞いていても、もう変わらず冒頭、昨年度からずっと感じているんですけど、やっぱり山梨県の、今ご説明いただいた、大変失礼ですけど、課長さんをはじめとする皆さん、この処分場のできた時からの経過を踏まえて、どのように地域が悩み、苦しみ、そして対応してきたかというところへの思いが至っていないということを改めて感じます。

そして、そういう思いがあれば、この安全管理委員会の持つ意味合いも、もっとそこへの思いを持っていただける。それがなくて、とにかく一つの目的のために事を前にどんどん進めようと。

将来を見通したい気持ちはわかります。当然それは県とすればあることもわかりますけど、そのことと、これを地元の人たちにどうやって話をして、理解を求めていっていかってというのは、全く私は別だと思っています。

経過を踏まえて、今までのこの処分場の中で起きてきた経過を踏まえ、あるいは安全管理委員会

が議論してきた中身を踏まえて、そして地元へは話をさせていただくのが、私は県の誠意ある対応だと思います。ただ単に作った委員会の答えだけをお話をしたい、その理解を求める、問題ない、下流域は安全だからいいじゃないかみたいな話をしていくことは私は違うのではないかなと。

だからこそ、色々な根本のことも含めてのお話を今日もさせて頂いているということです。

<議長>

具体的にどうすればいいですか。例えば、この委員会を別途開いて説明のあり方等について議論するということだってできると思いますし、県の方と、地元の代表の方が直接お話して、こういう説明でどうかという話を進めて行く、これも可能だと思いますけど、具体的にこの先どうしたら良いというお考えですか。

<委員(地元代表)>

別途作られたその委員会ですね。委員会は予測するのに必要な知見を持たれているであろうと思われる方たちを委員として選ばれて、そして一定の答えを出されているわけでありまして、素人の私たちが、委員会が出した答えに対して、おかしいじゃないかこれはということを申し上げられるような知見は持ち合わせておりません。

だから、私が申し上げたいのも手法です。大事なのは、地元の人たちが、今でも何があっても山梨県が約束したことは最後の最後まで守らせろという主張をされる人たちだって、この明野の中にいっぱいおられるわけです。でも最終の答えを出すときには、その方たちにも理解を求めていかなければ答えは出せないわけでしょう。

この処分場廃止にしても、何にしても。それからPFOSの対応にしても。それをするのに、私はやり方を間違えていませんか、と言っているんです。この安全管理委員会というせっかく実績を作ってきた委員会があるんだから、そこを使ってやっていくことができれば、私たち委員が地元の心配する人たちにしっかりと話ができる。そういう過程を十分に経ることができたのではないかというふうに私は思っているから、意見を言わせて頂いています。

<議長>

やり方を間違えた、ということで、それは終わったことなので、じゃあどうすればいいかという話になってくると、住民への説明の仕方になるかと思うんですけど、それについてはどうしますか。

<委員(地元代表)>

今議長さんおっしゃってる話は、安全管理委員会で議論することじゃないと思います。これは県がやることですよ。あるいは事業団がやられることですよ。

この改革プランを県が作って、その理解を求めると、この安全管理委員会でやることじゃないですから、どうしたらいいでしょうかという話をここではする必要がないことだと思います。

<議長>

ではもうこの場で議論できないということでもよろしいですか。では事業団から何かありますか。

<事務局>

今のお話で、具体的なところというのは、やはり今後こういった安全管理委員会の議論を踏まえて県が考えていくのだと思います。先ほども県の課長さんからお話がありましたように、今後、そういった手法を今後考えていくといった話もありましたので、今後そういうところが具体的に県でも考えて、当然事業団も一緒に考えていく形になりますので、そのような形で今後、県・事業団で考えていくといったところではないかと思っております。

<委員(地元代表)>

今までの処分場の関係から始まって、10年20年近くという、今のPFOSの関係も含めて話も聞いてますけども、我々の気持ち的な部分を今さっき別の委員からも話が出ましたけれど、我々が全く考えるべきことではないっていう、代表的に話を聞いて、質問を自治会に帰ってから、今度3月、4月に交代する時、総会の時に話をするんですけども、なかなかおそらく理解できてるっていう人は、認知度はゼロに等しいです。なんだいそれはっていう話になってしまうんですね、

その辺は今言った事業団と県も含めて、どうしたらいいかということは、早い話、毎日のように来てもらって、マイクでも使って明野中歩くようなことを、365日、例えばの話してもらえれば少しは耳に入るかもしれないですけど、今私たちと事業団・県含めてやっても、また総会の時に話をするぐらいのことで、すから、ゼロに等しい話になってしまいます。

なんですかそれは、PFOSとはなんですかという話になって、説明のしようがないですね。で、二分三分したこの明野の中の、心情的な人間関係が、ここでまたお前がかというふうになってしまいます。

そういうことにならないように、やっぱきっちりして綺麗に説明ができるような体制を作っただければ、私たちもこの1年、来年からは例えば違う代表が来るにしても、傍聴に来るにしても、いい結果を得られるんじゃないかと思えます。県の話を知っていると、どうも回りくどいというか、まあそれは県の方ですから、しようがないですね。

北杜市は新しく市長も変わったし、副市長も変わって、市長がこれでご意見ございませんかという話を出したら、ご意見ないっていう話で終わっちゃったっていう事をLINEかなんかでちょっと見ましたけども、まあこれは別途話が違っちゃいますけどね。

だからそんなことで、今日副市長が来るのかなと思ったら、ちょっと顔が見えるのかと思ったら見られなかったけど、私は意見があります、はっきり言って。その意見をしたいっていう、市議さん達もいたみたいでしたけど、それでそのまま閉じて終わっちゃったっていうところがあったみたいですけど、そういうのを含めて、少し県でも、もう少し考えていただければいいかなと私も思います。だから聞いていてまた元に戻ってしまいます、話が。以上です。

<議長>

この委員会で別に承認したわけではなく、この委員会で代表の人が説明する責任を負うわけではなくて、県としてちゃんと説明してください、ということだと思います。

<委員(山梨県)>

貴重なご意見ありがとうございます。県としても地元の皆様としっかりお話をしていかなければならないと思っておりますので、またその方法とか、内容等についてまた皆様のご意見を伺いながらしっかりとお話をしていきたいと思っております。先ほど事業団の副理事長からも話がございましたとおり、事業団と県と、共にご説明をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

<議長>

はい、この委員会としては別に関わることはないのですが、後は説明会がどうなるかということも含めて、皆さんが一般住民の立場で説明会を開催してほしいというようなことがあれば県の方に言っていただきたいと思います。それではちょっと時間の都合がありますので、PFOS関係のことについて意見ををお願いします。

<委員(地元代表)>

1月の検査結果が、先ほどご説明をいただきました。正直驚いて今この数値を見させていただいているんですけども、浸出水で2倍弱、従来のデータとの比較においてですね。それから放流水が3倍。防災調整池が4倍強という数字が出たということで、課長さんの方から、その原因と、直接的には水処理の関係における経緯等のご説明がありましたけれども、私は少なからず調査をする都度、少しデータはいい方へ向かう、数値の小さい良いものが出てくるのかなと、いつも期待をしているところなんですけど、今後対策をしていただくということで、具体的にほう素ですか、ほう素の処理塔の対応をされて、速報では50ng/L以下という話を先ほどもされていましたが、このまま収まってくだされば良いのですが、ただし、浸出水の部分というのは、これは今対応したくてもしようがない状況ですね。

ですから、ここの数値がどうなるかによって、またカバーできない部分も出てくる可能性もあるかなと思っておりますけれども、従来この色分けしていただいているブルーの部分とグリーンの部分ですね、このPFOS等の状況についての、今日いただいたA3の資料で。先ほど来説明いただいているように、ブルーの部分っていうのは、国の暫定指針値、河川、あるいは地下水の対象エリアということで、ブルーの色が付けられている。グリーンの部分はその対象になってないのご説明をいただいているんですが、対象となっている防災調整池が130ng/Lというデータを示しましたので、これまでの課長さんの説明を思い返してみると下流域の調査を行っていただくことになるのかなと思うんですけども、その辺のお考えをまずお聞かせいただきたいと思っております。

<議長>

お願いします。この後、オンライン参加の学識経験者の委員にもお聞きしようと思っております。では説明をお願いします。

<委員(山梨県)>

防災調整池の水は、先ほどご説明させていただきましたとおり、湯沢川への放流は今無い状況でございます。湯沢川も今工事をしておりまして、事業団が行った水質調査の時点でも採水ができないということですので、湯沢川への影響は、現時点では放流がないことから、調査の必要はないと考えております。

一方、観測井戸3号につきましては、防災調整池からの水質の影響を受ける可能性がございますので、1月9日の調査では、従来とほとんど変わらない15ng/Lという数字でございましたけれど、これにつきましては、来月、事業団が採水をする時に合わせてもう一度、この観測井戸3号については採水することとしております。以上です。

<委員(地元代表)>

湯沢川への流入の問題だけじゃないですね。前回の議事録を私今日ここに持ってきていますけれども、観測井戸3号の問題、ご指摘を専門の先生からいただいて、調整池そのものが浸透式の構造になっているということですから、何も湯沢川に流れる水の影響だけで環境の保全がはかられている云々の問題じゃなくて、浸透して有害物が地下を通して下流域へ浸透していく可能性も当然十分に考慮されるわけですし、そのために3号井戸については、検査の機会を増やしていくと、3号井戸については調整池だけでなく、処分場そのものからの影響も可能性としては考えていかななくては行けない。

だからこそ検査の必要があるんだ、というお話をこの前の議論の中でさせていただいてまして、課長さん自らの答弁の中で、万一、防災調整池や観測井戸2号や3号において、PFOS等が国の暫定指針値を超過した場合には、直ちに処分場周辺の水質調査を実施することとしております、とご答弁いただいています。そのことを実施するのかどうか私は尋ねました。

<議長>

お願いします。

<委員(山梨県)>

防災調整池からの放流がある状態で、130ng/Lという値があれば、当然湯沢川への影響を確認する必要があると思います。そういった意味で影響が出る恐れがあるのであれば、しっかりと調査をしていくということでお話をさせていただいておりますので、現段階、影響があるのは観測井戸3号への影響というのは考えていかなければならないと思いますけれども、防災調整池の放流が無く湯沢川の水が無いという状況においては、県において調査は必要ないと考えております。

<議長>

少しオンライン参加の委員にも意見を聞きたいと思います。学識経験者の委員、今の話を聞きまして、何かありましたら挙手をお願いします。

<委員(学識経験者)>

説明ありがとうございます。また、あの数値を見てですね、心配になるというのも非常に理解するところですよ。私も初めて知ったとき、非常に高い値が出ているなというふうに感じた次第です。先ほど県の方からも話がありましたけど、地下水の流れは基本的には河川等の流れよりもゆっくりとした流れですので、まず観測井戸の3号と2号は丁寧に追いかけていただきたいなというふうに思います。

先ほど説明では観測井戸3号でまず検査をという話ですけども、観測井戸3号も数値が検出されて

おりますので、可能であれば観測井戸2号も期間を少しだけ短めに、毎月やるほどのことはないとまだ思いますけれども、年に何回という頻度を少しだけ上げていただくという方法が必要かなと思います。

それから防災調整池からの地下の浸透は、どのような地質かというのは、我々はデータを持ち合わせていませんので、可能であれば処分場を作られた時の地質データ等から地下水の大体の流速とか、そのようなものが推定できるのではないかと思いますので、この辺りは計算上のことだと思いますけれども、確認をしていただくというのではないかなと考えています。以上です。

<委員(学識経験者)>

今の意見と非常に近いのですが、3号井戸と2号井戸をもうちょっと細かく分析していただきたいなところなんです。

というのも、先ほど見せていただいた計画だと、次が5月かなんかになっていたかと思うので、それより早い段階でやっていただきたいところなんです。

あと、先ほどから出ているこの浸透するの否かというところなんですけど、確かにどういう構造になっているのかって、改めてこういう場で検討する必要があるのかなというふうに思いますので、その辺を確認いただきたいと思います。

<議長>

はい、そういうような意見を含めて委員何かありますか。

<委員(地元代表)>

先生、それから、ごめんなさい名前を失念してしまって、すみません。ご指摘をいただいて、ぜひそのことはあの実施をしていただきたい、できるだけ実施をしていただきたいと思います。

で、私たちはここで課長さんが答えられた言葉をそのまま受け止めて、そして次の議論を行っていく流れでも当然のこと、どこの話し合い、協議においても当然のことだと思います。

ここの議事録にあるような内容で、この文面を、お答えを聞けば、今回、防災調整池がオーバーしたとなれば、下流域の調査をしてくれるんだと思うのは必然の考えだと思います。

水がオーバーフローしてないから、湯沢川が流れてないから問題ないです、みたいな話をされる、そういう姿というのは私には良く理解できないし、本当に地域の安全ということをしっかりと考えようになろうとしているのかどうか、本当に私には良くその辺が分からないので、大変失礼かと思いますが、重ねて質問させていただいているということです。

<委員(山梨県)>

前回の私からの回答で言葉足らずなところがあったということで、そのところは申し訳ございません。今、両学識委員の方から、まずは地下水の調査をしていくことが今は必要だということで、ご意見を頂いたので、3号井戸につきまして、2月の下旬に事業団が予定しておりますモニタリングの中で実施していくところですが、PFOSの本日の資料の中、右側のところにもありますとおり、ほう素塔を12月25日に2塔同時に交換していますけれども、その時までにはしっかり処理塔の2号の出口の濃度が12ng/Lということで、PFOSの濃度は低い状況でございますので、ここまでしっかりとPFOSが処

理された状況であるということは、確実なことでございます。

処理塔を交換して以降、急激に上がってしまったということで、常時、160ng/L 前後の値で出ていたというわけではないということで、ご理解いただければと思います。

先ほど地下水の井戸、2号井戸・3号井戸のことで話が出ましたが、今回こちらの検討委員会と別で申し訳ございませんけれども、県で設置しました調査検討委員会の第3回の資料が今お手元にあるかと思うんですけれども、両学識委員、もしかしらお手元に無いかもしれないですけれども、その際に6ページ・7ページのところで、その処分場の井戸の性状とか、色々なものについて記載してございます。

その中で、特に6ページで水質の評価についてトリニアダイアグラム等を示しまして、観測井戸2号、3号、1号の違いについて、良く先生方にもご議論いただいたところであり、浸出水の防災調整池への影響について、観測井戸3号で影響が見られるという、トリニアダイアグラム、その他ヘキサダイアグラムの結果から出ておまして、2号井戸についてはまたちょっと別の形になっているということで、3号井戸について予測を実施していったらどうかということになっておりますので、そういった見解も踏まえて、まずは3号井戸で間隔を短くして調査を実施していくということが、必要だというふうに判断しておりますので、効率的な観点から、回数を増やしなが、まず3号井戸の調査をしていくと判断しておりますので、今のところ2号井戸ではなくて、3号井戸でしっかりと見ていけば、影響は把握できるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

<議長>

今のはオンラインの委員に対する質問ですか。

<委員(学識経験者)>

私ですかね。一応図面を持っていますし、見ているところです。先ほど申し上げたのは直近で、とりあえず2月に3号井戸が測られるということで、その時にもしも数値が上がってくればというような趣旨での発言です。

そうすると、ダイアグラムで数値が出てないということは、地下水下流、そこまで遠いところまで影響が出てないというふうに読み取れますので、3号井戸で濃度が上昇する傾向があれば、場合によっては、先ほどちょっと申し上げたのは、この図面で別にどのぐらいの速度で水が流れていくかは読み取れないので、それは地下水の専門家の方に、特に水流の専門家の方に聞いていただくしかないんですけど、どのぐらいの期間で数値が上がってくるかっていうのをどこかで聞いていただく方がいいんじゃないかな、というような話です。

まずはおっしゃる通りで、3号のところを2月に測られて、数値が増減するかどうかで十分ですので、確認して早めに結果を出されることを期待したいと思います。

<委員(学識経験)>

この水質のデータで元々調整池の水の影響が3号井戸に出てるといえるということは、すなわち調整池のところから浸透する水は3号井戸に影響するという委員の言っている事が正しいということを示しているものに過ぎないので、少なくとも3号井戸は細かい密度でやるというのが必要だろ

うと思っています。

一方で2号井戸の水質が違ふというのは、明らかに単に地下水の量に対して調整池から影響する範疇というのが全然水も少ないので、水量の関係からこういう結果が出てるに過ぎないだろうと思っ
ているところでありまして、元々ある水のところに濃いのが入ったとしても希釈されてしまうので、結局影
響はほとんど出なかったのが今までだとすると、今回、水を抜いてしまったので、ダイレクトの190ng/L
ぐらいの、150ng/L でしたっけ、ぐらいのものが出てるのが直接影響してしまっているってことで、
希釈効果がなかったから高目に出ている、ということが考えられるので、そちらの原因の究明も早々に
実施していったほうがいいだろうと思っています。

2号井戸については、確かに地下水が流れていて、あちらまで影響するというと同時に希釈され
てしまう割合が高いので、濃度が高い値が出るかということ、多分ですけど、出ない。というのが、やっ
てもそういう結果だろうと思うので、どちらかという優先すべきは、3号井戸をもう少し密に分析するとい
うことと、今回濃度が上がってしまった原因を早々に突き止めて対応するというこの二点をやっていた
だきたいなと思っています。

補足すると、さっきの話だと放流してないから、調整池から外に出してないから3月末ぐらいまでは
時間があるみたいなことだったのですが、そういうことではなく、原因の究明は早々にお願いしたいって
いうところが意見です。よろしくをお願いします。

<議長>

現時点での県の考え方をお願いします。

<委員(山梨県)>

ご意見、ご指摘ありがとうございます。今回ほう素塔でこのようにPFOS等の濃度が上がった原因
につきましては、専門家の先生にご相談をさせていただき、メーカーとも確認作業をどのようにやって
いくのか、今まさに検討しているところでございまして、これについて急いで対応していかなければなら
ないと考えております。そこはしっかりとやっていきます。

また、両学識委員から助言もいただきましたとおり、まず3号井戸の方が重要だということですので、
まずは2月のはじめに3号井戸の調査をさせていただきまして、その結果を見ながら、頻度をどうして
いくのか、追加の調査が必要なのかということも含めて検討しながら3号井戸にはしっかりと注視をして
いきたいと考えております。以上です。

<議長>

先ほどお話された時は原因究明をして、その結果に従って3号井戸なり観測間隔を見直す印象だ
ったんですけど、今の話は原因究明とは別に、3号井戸については細かく測定するという理解でよろし
いですか。

<委員(山梨県)>

本日の資料にも記載しましたとおり、緑色のところの一番下のところ、防災調整池からの影響につ
いて経過観察のため、3号井戸のモニタリングを2月上旬に行い、5月の結果によりまた検討ということに

なっておりますので、この対応の中には、3号井戸もモニタリングを継続していく必要があるのかとか、どの頻度やっていく必要があるのか、ということを含めての検討でございます。

<議長>

この委員会との関係はどうなるのですか。モニタリングするという話をこの委員会を臨時に開いて結果を説明するということですか。ちょっとこの委員会との関係を伺いたい。

<委員(山梨県)>

2月の月上旬に実施するモニタリングの結果につきましては、結果が出たところで書面などでご報告をさせて頂きたいと考えております。

<委員(地元代表)>

先ほどは学識経験者の先生、お名前を大変失礼いたしました。申し訳ありません。

先ほど、ご説明の中で3号井戸のモニタリングを2月上旬にする、あるいはほう素処理塔の1・2を前後入れ替えて、処理の状況を既に確認したというお話も、対応の中に書かれておりますけれども、そもそも浸出水の数値が大幅に上がってしまって、これからもそれはどういうふうに動いてくるかわからない状況です。更には今、ほう素処理塔の問題が一つの原因的にお話しされていますけど、それも本当の原因かどうかというものはこれからも調査をしていかないと実態がつかめません。ですから対応としては、とりあえずの対応としては当然なさせていただきますと思うんですけど、それに応じてデータをできるだけ、先ほど杉山先生のお話がありましたように次は5月になってしまうのかなという感じですけど、2月に一度やるというお話がここに書かれておりますけど、それ以外も、少なくとも原因が明確になるまでは、あるいは放流水の数値が50ng/Lを下回る状況が安定的に維持できるような状況になるまでは、検査回数を増やしていただきたいと思います。

そのことについてのお考えをお答えいただきたいのと、もう一つ、先ほど今も申し上げましたけれども、放流水。例の基準、国の指針の対象にはなっていないという扱いになってはいますが、今回の問題を通じて、先ほどの課長さんのお答えを聞いていると、放流水を50ng/L以下にするということは、一つの目標として掲げているという理解でよろしいのでしょうか。

<委員(山梨県)>

PFOS等につきましては、県の目標はあくまで処分場周辺の生活環境の保全を第一に必要な維持管理を行っていくということでございますので、放流水で50ng/Lという目標は持っておりません。調査結果につきましては、参考に3号井戸のモニタリングを2月上旬に実施して、その結果については先ほど申しましたとおり、この委員会の皆様方に書面になりますけれども、ご報告をさせて頂きたいと思えますし、その後の調整結果につきましても、次回の安全管理委員会までという、日程も空きますので、県の取り組みについては、可能な限りご報告をさせて頂きたいと思えます。

<委員(地元代表)>

じゃあ検査するのですか。回数を増やして。

<委員(山梨県)>

今、3号井戸のモニタリングを2月の中旬に実施し、その結果を踏まえながら検討していくので、この時点で何回とかいつというのはちょっと準備しておりませんので、まずは2月の中旬に実施します3号井戸の検査結果を見て、しっかりと必要な調査を実施して行こうと考えております。

<議長>

検査結果を示すということは、その後の対応についても案を示していただくという理解でよろしいですか。

<委員(山梨県)>

はい。

<議長>

わかりました。ではお願いします。

<委員(地元代表)>

今、水処理の段階で、可能性として色々対応をなさっているというお話をいただいていますけれども、それは放流する段階で国の暫定指針値50ng/Lを下回るというところを求めている対応を、これからも県の皆さんはやっていくということなんでしょう、実態においては。

それを目標とする、しないということじゃなくて、そのために水処理の中での問題点を考えていくってことですね。結論としてどういう結果が出てくるかという、水処理の最終段階のところでは50ng/Lを下回る、それを目標として県の皆さんは対応を考えていくってということじゃないんですか。

<委員(山梨県)>

繰り返しになりますが、県は処分場周辺の生活環境の保全を第一にPFOS等の処理を行っていくということで、放流水で50ng/Lを下回るということを目指しているわけではないので、周辺の生活環境の保全ということで、取り組んで参りたいと考えています。

<委員(地元代表)>

何だかおかしいことをおっしゃっていますね課長さんは。

元を絶たなければだめでしょう。このPFOSの問題は、元が出ないようにすることが最大の解決策ですよね。ですから、浸出水の今回出た500ng/Lという、色んな数値を踏まえ、これからそれがどう推移するかもわからない。浸出水のところでは本来であれば50ng/L以下にするのが本来の安全対策じゃないんですか。放流水はその次の段階じゃないですか。処理した後の、その根本のところをしっかりと抑えないで何で解決になるんですか。

<議長>

ただ、委員も最初の方でおっしゃったように、浸出水についてはもうどうしようもないという認識ですか。

<委員(地元代表)>

どうしようもありませんよ。方法もありますよ。浸出水のPFOSの数値を抑える方法は唯一ありますよ。

<議長>

例えば。

<委員(地元代表)>

埋め立てている廃棄物を全部持ち出す。

<議長>

はい、わかりました。元を絶つということについて県の考えがあればお願いします。今の埋め立てを掘り返してはちょっと極端な話なのですが、それ以外に何かあれば。

<委員(山梨県)>

浸出水の濃度は継続して来年度も調査をしていきます。非常に低いレベルの濃度を測っているので、年間を通しての変動はあると思っておりますので、これについてはモニタリングを継続してまいります。

<議長>

濃度をカウントすると、雨がたくさん降ったり、その影響もあると思うので、様子を見ながらということになるのかと思います。では話を戻して、先ほどの2月の結果は書面で皆さんにお送りすると、で、その時にはその後の対応も話すと。でそれとは別に、原因究明の結果についてもまた別途ご連絡いただくと。併せてでしょうか。

<委員(山梨県)>

はい、2月上旬に実施します検査結果につきましては、結果が出てくるのがはっきりいつと言えませんが、その時期と原因究明がなされる時期と同じかどうかわかりませんので、今は2月上旬に実施します調査結果について、正式にきちんと出たところで報告は申し上げます。

その後につきましても、時期はちょっと分からないですが、安全管理委員会の皆様に書面でご報告を申し上げていきたいと考えております。

<議長>

原因究明に関して、業者、あるいは専門家と話して、期限は設けていないということですか。

<委員(山梨県)>

できるだけ急いでやりたいと思ひまして、今注力をしているところでございますが、色々な検討とか確認をしていかなければなりませんので、この場でいつまでに原因究明ができるのかのお答えは難しいです。

<議長>

私の感覚では、原因究明しても結局わからなかったとなる可能性もあるので。それとは別にモニタリングについて、さしあたり2月に行い、その結果を皆さんにお伝えする中で、今後のモニタリングの計画もお示しいただくという理解でいかがですか。

<委員(地元代表)>

それは今の直接のお答えとは違うかもしれませんが、今二つの大きなテーマについて、この安全管理委員会でも議論しなくちゃならないことで議論が進んでいますけど。この処分場を廃止という手続きをどうやってそこへ持ち込むんだということと、そして新たに持ち上がったPFOSという問題。その二つがこの処分場について今後大きな課題になっていく。

特にPFOSですか。あの有機フッ素化合物に関しての問題が発生したことによって、この処分場の様々な検討しなくてはならない、フェーズが変わったように、私は受け止めています。大変な問題が起きてしまったというふうに受け止めていますので、そういう前提で県の皆さんにも様々な対応を真摯に取り組んでいただくことを、地元としては強く要望いたしますし、専門の先生方のご意見等も承りながら、しっかりこのことを実施に移していただきたい。そのことをお願いしておきたいと思ひます。

<議長>

フェーズが変わったということについては私も含め、専門家は同じような考え方です。何かこれについて他にありますか。

<委員(山梨県)>

今、委員からお話いただいたとおり、PFOSの問題とほう素マンガンの問題はちょっと法律上の差違とか、色々ございますので、次元が違うということはそのとおりだと思います。

今、PFOSにつきましては、水道水の基準が50ng/L以下ということで、値自体はほぼ決まって、正式にこれから、いつから義務化するという時期はこれからなんでしょうか、ちょっとそこまでの情報を得てないんですけども、水道の方に目処がついたということで、この間PFOSの専門家の方も国においても、色々な動きがあつて、という話を伺つてますので、そういった話も早く、私どもも情報を入手する中で、注視していく中で、しっかりと対応をしていかなければならないと考えております。

<議長>

国の委員会は別にあるんですけど、その委員会の結果にかかわらず、ここの専門家の委員3人はそれにとらわれないで検討していくんじゃないかと思ひています。

では、この話題について何か他にございますか。結論的には2月の結果とその後のモニタリングにつ

いて文書をいただくと。それについては皆さんが書面で意見を出していただく、あるいはそれでは不十分ということだったら、委員の皆さんから臨時の委員会を開いてくれという提案をいただくということで結構かと思っています。ではこの議題を終わります。

<委員(学識経験者)>

議長、別の委員が先ほどからずっと手を挙げていらっしゃいます。

<委員(学識経験者)>

PFOSの専門家の方っていうのは、あくまでもその廃棄物とPFOSIに関する専門家であって、この現場の専門家じゃないと思うので、この浸出水というものの水量、先ほど委員長がおっしゃったと思うんですけど、やっぱり水、雨が降って溶け出てきて、それが浸出水になっているので、水量と言いますか、量と濃度ってものすごく関係があると思うので、それも把握しておかないと多分間違った解釈になっちゃうと思うので、そのデータも一緒に取っていただきたいということをお願いさせていただこうかと思ってコメントさせていただきました。

<委員(山梨県)>

国の専門家は、この間、調査検討委員会でご参加いただいたPFOSの専門家の先生なので、まずこの処分場のことについてはご十分理解していただく中でご助言をいただいているものと考えております。

そして今、委員からご指摘のありました処分場に降る雨の量と濃度とか、非常に相関があるということで、その辺については事業団の方で降水量の確認とか、浸出水量の確認とかは、引き続き行っていきますので、それも合わせて見ながら専門家の先生にはご相談申し上げていきたいと考えております。

<議長>

ですので、2月に水質について結果をご連絡いただくんですけど、それに合わせて浸出水量と雨量についてはずっと測っているし、測れるので、ここからこういうような雨量・水量の変化があった後の2月にこうなりましたという説明が必要だと思えます。

<委員(山梨県)>

はい、事業団と連携を取りながら資料の作成を進めていきたいと考えております。

<議長>

委員それでよろしいですか。

<委員(学識経験者)>

大丈夫です、ありがとうございます。

<議長>

ということです。先ほど申しましたように、2月の結果によっては臨時に会議を開く可能性もあるというふうには私は理解しています。

それではその他ですか。委員をお願いします。

<委員(学識経験者)>

先ほど、ほう素の処理の件で、吸着っていうかですね、イオン交換樹脂が入っているようなタイプの処理塔が使われていると思うんですけども、1と2を入れ替えたなら、とりあえず落ち着いているということなんですけど、基本的にほう素処理のイオン交換樹脂なので、PFOSに特化したものではなくて、着いたり着かなかったりっていう特異的な挙動が起きる可能性が非常に大きいので、なるべく早く吸着剤を作られているメーカーさん、提供されているメーカーさんと早めにしていただきたいということが非常に強いです。

活性炭の方は一方的に段々濃度が上がってきてしまって、あるところで交換しなきゃいけないということで非常にシンプルなんですけど、ほう素の方は非常に気になっているところなので、このまま同じようなことで結果がうまくいかない、というようなことがあった時には、ちょっと一時的にほう素の処理についても、これがいいかどうか別ですけど、どちらを優先するかなんですけど、活性炭のみで処理をするとか、その他、あと水処理メーカーに相談をしていくつか有機フッ素化合物についての処理については、いろんな技術がなくはないですね。

ただ、すぐに導入できるかどうかというところは非常に簡単ではないと思うんですけども、いくつかUV、オゾンとか、AOPとか、いくつかあって、対応できるものがあるかないかなども少し検討を早めに始められた方が良くと思います。

というのは、もう対応がどうにもできませんとなってから探すと問題が長く延びてしまうということもあるので、ぜひ検討していただきたいなと思っている次第です。

<委員(山梨県)>

ご助言をありがとうございます。PFOSの処理につきましては、確立されている方法がなかなか無い中で、先生の方から今、実験段階とか色々含めて色々な手法が検討されているということのご意見、ご助言をいただきました。

県としても、実際のこの処分場の、ここでの処理を進めていかなければならないので、今、技術がいくつか報告されているのが、実用段階に入っているのかどうなのかも含めて、専門家の知見とかも聞きながら検討を進めていく必要があるということで、委員の貴重なご意見、ありがとうございました。

今、委員からも、ほう素とPFOSが、ほう素に特化したものの中で、PFOSの挙動がよくわからないということで、結果的にどちらを優先するかというような話もしていただいたところなんですけれども、ほう素につきましては mg/L のオーダー、そしてPFOSについては ng/L ということで、10の6乗のオーダー、百万倍違うという中で、非常にメーカーの方も苦慮しているところも多分あるんだと思います。そう言ってもメーカーも私どもが状況説明をいたしまして、協力いただけるということで、色々今後どういう形で試験をしていきたいと思いますということもお互いに相談しながらメーカーさんやったださいとかですね、色々な話をさせていただいておりますので、しっかりと色々な面から検討を進めていき

たいと思っておりますので、ほう素とPFOSの処理についてどうやって両立していこうかということで、苦慮しているということで、委員からのご助言だと思っておりますので、ありがとうございます。

<議長>

私も委員と同じような感じで、PFOSのための処理施設を作っているわけじゃないんで、もう少し他の考え方として、まだ確立された方法がないということなんですけど、メーカーに実験段階でいいから試しにやってみてくれと話せると思うので、その辺も含めて原因究明の話とはまた別のことで、PFOSの濃度を下げるということについても意見を聞いておいた方がいいと思います。場合によっては別のメーカーにも相談するのも良いかと思えます。ちょっとその辺を広く対応を考えていただければ良いかと思えます。

それでは用意された議題はそれでいいですか。それでは、あとは事務局に返して、あ、その他何か皆さんありますか。その他の議論。なければここで私の司会締めてよろしいですか。

では私の議事進行を行う部分についてはこれで終わりとしてさせていただいて、あとは閉会について事務局から連絡をお願いします。

<司会>

委員長には円滑な議事を進行していただき、ありがとうございました。

また、委員の皆様のご協力にも感謝を申し上げます。

以上をもちまして、本日の安全管理委員会を終了いたします。ありがとうございました。

以上